除　外　要　件　適　合　確　認　書

|  |
| --- |
| １．この農地を利用することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であることの説明　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【法第13条第２項第１号】 |
|  |
| ２．農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないことの説明　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【法第13条第２項第３号】 |
|  |
| ３．効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないことの説明　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【法第13条第２項第４号】 |
|  |
| ４．農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないことの説明【法第13条第２項第５号】 |
|  |
| ５．土地改良事業等の実施の有無及び工事が完了した翌年度から起算して、８年を経過した土地であることの説明　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【法第13条第２項第６号】 |
|  |

※法…農業振興地域の整備に関する法律